

令和7年度多賀町立小中学校体育館空調設備整備事業
公募型プロポーザル実施要領

1 概要、目的等

(1) 名称

令和7年度 多賀町立小中学校体育館空調設備整備事業

(2) 目的

本事業は、多賀町立小中学校3校の体育館アリーナ（以下「対象施設」という。）を対象に、空調設備を可能な限り早期に整備し児童生徒および教職員や体育館の利用者に望ましい学習・活動環境の改善および避難所機能の改善を図ることを目的とする。また、事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで、学校間の公平性を確保し、コスト削減を図ることを目的としている。

(3) 事業期間

契約日の翌日から令和8年12月28日まで

(4) 上限額

210,000,000 円（税込み）

令和7年度支払上限額：24,000,000 円

令和8年度支払上限額：186,000,000 円

(5) 事業概要

多賀町立小中学校3校の体育館を対象とした空調設備を整備するために必要となる以下の業務（設計・施工一括発注）。

- ① 空調設備整備工事（付随する工事を含む。以下同じ。）の設計（以下、「設計」という。）
- ② 空調設備整備工事の施工（以下、「工事」という。）
- ③ 空調設備整備に併せて行う断熱対策の実施
- ③ ①～③に付随する業務

(6) 契約条件等

- ① 設計業務契約書（案）・工事請負契約書（案）

別添のとおり

- ② 前金払、中間前金払

設計：前金払は行わない。

施工：前金払を可能とする。（工事契約約款第34条の2）

- ③ 部分払

設計：部分払は行わない。

施工：部分払を可能とする。（工事契約約款第37条の2）

- ④ 契約保証金

設計：免除する。

施工：要する。（工事契約約款第4条の2）

2 参加資格要件

（1）基本的要件

応募者は、本事業を一括して受け、責任をもって事業を実施することができる技術力を有する事業者または事業者グループとし、次に掲げる要件を全て満たすこと。

① 応募者は、次のいずれかに該当すること。

ア 設計、施工を一括して行うことのできる事業者（以下「単独事業者」という。）であること。

イ 施工を行う事業者を代表者とし、設計を行う事業者を構成員とする事業者グループ（以下「グループ」という。）であること。

② 単独事業者、および、グループの構成員のうち施工を行う事業者は、次のいずれかに該当すること。

- ・多賀町入札参加資格者名簿において建設工事等の「給排水冷暖房工事」に滋賀県内の事業所で登録を有する者。

- ・建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可の許可を受けていること。

- ・最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「管工事」の総合評定値（P）が900点以上であること。

③ 単独事業者、および、グループの構成員のうち施工を行う事業者は、本事業工事期間中において、次の基準を満たす現場代理人および監理技術者（主任技術者）を配置できる者であること。

- ・現場代理人および監理技術者（主任技術者）は、当該工事専任で配置すること。

- ・施工を行う事業者との直接かつ恒常的な（本事業の実施にかかる公告をした前日において3か月以上）雇用関係がある者であること。

- ・建設業法上、監理技術者を置かず主任技術者で良い場合であっても、その主任技術者は、1級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有している者であること。

④ 単独事業者、および、グループの構成員のうち設計を行う事業者は、次のいずれにも該当すること。

ア 多賀町入札参加有資格者名簿において、建築設計監理に登録を有する者。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所に登録がなされている者。

ウ 次の基準を満たす設計者（管理技術者）を配置できる者であること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士ま

たは同条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）の資格を有すること。ただし、二級建築士にあっては、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識および技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者とする。

- ・ 設計を行う事業者との直接かつ恒常的な（本事業の実施にかかる公告をした前日において3か月以上）雇用関係がある者であること。
 - ・ 本事業の実施にかかる公告をした前日において5年以上の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
- ⑤ 応募者は参加申請時に「事業実施体制届」を提出し、代表者、構成員およびそれぞれの役割を明確にすること。
 - ⑥ 単独事業者またはグループから本事業に係る業務の一部を受託し、本事業の実施において重要な役割を担う事業者（以下、「協力事業者」という。）がある場合は、協力事業者についても事業実施体制届に記載すること。
 - ⑦ 単独事業者およびグループの構成員は他の応募者の構成員および協力事業者となることを不可とする。
 - ⑧ 協力事業者は他の応募者の協力事業者を兼ねることを可能とする。
 - ⑨ 単独事業者の場合は部署・協力事業者の配置、グループの場合は構成員、協力事業者の配置が、事業の実施遂行の確実性をより強固なものとするのが望ましい。
 - ⑩ 単独事業者の場合は部署・協力事業者の配置、グループの場合は構成員、協力事業者の配置が、地域経済への振興により配慮したものであることが望ましい。

（2）その他の要件

単独事業者、グループの構成員、協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項に規定する入札制限に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- ④ 公告日から審査結果の公表の日までの間において、多賀町建設工事等参加停止基準に基づく参加停止の措置期間中でないこと。
- ⑤ 本プロポーザルに参加する他の応募者との間に次に掲げる資本関係または人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）

の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)または(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- ⑥ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 スケジュール

スケジュール 予定時期

公募開始、本公募要領の公表 令和7年10月10日(金)

質疑受付、現地調査申込 令和7年10月10日(金)～令和7年10月24日(金)

質疑回答 令和7年10月31日(金)

参加表明書の提出 令和7年11月4日(火)～令和7年11月7日(金)

企画提案書等の提出 令和7年11月4日(火)～令和7年11月14日(金)

一次選定(書類審査) 令和7年11月17日(月)～令和7年11月20日(木)

一次選定結果の通知 令和7年11月21日(金) 予定

二次選定(ヒアリング審査) 令和7年11月28日(金) 午後 予定

※正式な日時については、別途通知

二次選定結果の通知・公表 令和7年12月5日(金) 予定

基本契約締結 令和7年12月下旬 予定

※予定については、公告時点の予定であり、変更の可能性がある。

4 配布資料

- (1) 本実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 各種提出様式

(4) 評価項目および評価基準

(5) 既設図面

5 質疑回答および現地調査

本公募要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑書を提出すること。また、現地調査を希望する場合は、現地調査申込書を提出すること。質疑項目・現地調査希望がない場合は提出不要とする。

(1) 提出書類

質疑：質疑書【様式1】

現地調査申込：現地調査申込書【様式2】

(2) 受付期間

令和7年10月10日（金）～令和7年10月24日（金）

午前8時30分から午後5時15分

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

電子メールのタイトルは、次のとおりとすること。

・質疑の場合

「令和7年度多賀町立小中学校体育館空調設備整備事業質疑」

・現地調査の場合

「令和7年度多賀町立小中学校体育館空調設備整備事業現地調査申込書」

※メール送信に当たっては電話で到達確認をすること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。

(4) 提出・到着確認先

「16 担当窓口」に記載のとおり

(5) 質疑回答日

令和7年10月31日（金）

(6) 質疑の回答方法

令和7年10月31日（金）午後5時までに、質疑回答書を町ホームページに掲載するので確認すること。

(7) 現地調査日

現地調査申込受付後、教育総務課により、現地調査の日時を調整し、指定する。当該施設の運営状況等により、希望に添えない場合があるので注意すること。

注意事項

- ・体育館業務の支障に無いように実施すること。
- ・職員の指示等に従うこと。
- ・資料等、現地調査に必要なものは自ら用意すること。

- ・カメラ撮影は可能とするが、体育館利用者などが映らないように撮影すること。
- ・写真や知り得た情報は、本業務以外で使用しないこと。また外部へ提供しないこと。

6 参加意思表示

(1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式3】
- ② 事業実施体制届【様式4】
- ③ 現場代理人および監理技術者（主任技術者）経歴書【様式5】
- ④ 「設計」を行う事業者の建築士事務所登録証明書の写し
- ⑤ 設計者経歴書【様式6】

注：③、⑤については、それぞれの様式に記載している書類を添付すること。

注：④については、本事業の実施に係る公告をした日の前日において発行後3か月以内のものに限る。

(2) 受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月7日（金）

午前8時30分～午後5時15分

(3) 提出方法

持参、郵送、メール

(4) 提出先

「16 担当窓口」に記載のとおり

(5) その他

提出書類の書き換え、差し替え、撤回および再提出等は認めない。ただし、参加資格を審査した結果、挙証書類の一部に不足がある場合には、必要に応じて資料の追加提出を求めることがある。

郵送等による提出にあつては受付期間中に多賀町役場へ到着しているものに限り受け付ける。郵便事故等による不着も同様とする。

提出書類の作成等費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 企画提案

別紙、「評価項目および評価基準」に沿って、以下について提案してください。

- ① 事業遂行の確実性等について
- ② 既存体育館アリーナに対するふさわしい空調設備整備の手法について
- ③ 応募者独自の提案について

8 企画提案書等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届【様式7】(正本のみに添付すること。)
 - ② 企画提案書(任意様式)
 - ※別紙、「評価項目および評価基準」に沿って作成すること。
 - (番号1~4、8、9、11は必須。番号5~7、10は提案内容がある場合記載。)
 - ※企画提案書内への記載については、応募者(協力事業者を含む。)が特定できる記載とならないよう注意してください。
 - ※見積金額については、価格提案書【様式8】に記載した金額およびその内訳を企画提案書内に記載してください。
 - ③ 価格提案書【様式8】(正本のみに添付すること。)
 - ア 企画提案書は、1部ずつファイルに綴じること(ファイルの表紙および背表紙に正本または副本の別を記載すること。)
 - イ 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。また、ページ番号を付すること。
 - ウ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
 - エ 提出後の記載内容の変更および差し替えは不可とする。
 - オ 使用言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円とする。
 - カ 提案資料は、原則としてA4用紙(縦)で作成すること。ただし、図面等はA3用紙(横)の作成を可とするが、片袖折でA4に折り畳んでファイルに綴じること。
- (2) 提出部数
- ① 正本1部および副本6部(副本は複写可) 計7部。
 - ② 正本1部には、表紙および背表紙に本事業の名称および応募者名を明記すること。
 - ③ 副本6部には、表紙と背表紙に本事業の名称のみを明記し、企業名等の応募者が特定できる事項は表示しないこと。
- (3) 受付期間
- 令和7年11月4日(火)~令和7年11月14日(金)
- 午前8時30分~午後5時15分
- (4) 提出方法
- 持参または郵送
- (5) 提出先
- 「16 担当窓口」に記載のとおり
- (6) 提出書類の取扱い
- ① 提出された書類は、返却しない。また、参加者の許可なく本事業の選定以外に使用しない。
 - ② 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、町が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- ③ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。
- ④ 契約事業者は、提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は、発注者と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。
- ⑤ 提案書の提出は、応募者1者につき1案とする。
- ⑥ 提出書類の書き換え、差し替え、撤回および再提出等は認めない。

(7) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、契約事業者に属することとする。

(8) 辞退の方法

参加表明書等を提出した後に辞退するときは、辞退届【様式9】を郵送または持参により提出すること。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ② 記載すべき事項の全部が記載されていない場合
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合
- ⑤ 参加資格を満たさないことが判明した場合
- ⑥ 予定金額の上限金額を超える場合
- ⑦ その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があった場合またはこの募集要領に定める手続きによらなかった場合
- ⑧ 応募者が、事業者選定前までに選定委員と本事業に関して接触を持ち、または持とうとした場合

10 選定方法

書類審査、ヒアリング審査の2段階方式により選定を行う。

- ① 一次選定は、事務局が提出された書類を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。ただし、3者を超える応募があった場合、選定委員会を開き「評価項目および評価基準」（「ヒアリング」の項目を除く）に基づいて書類審査を行い、上位3者程度を選定する場合がある。
- ② 二次選定は、選定委員会が「評価項目および評価基準」に基づき、提出書類につい

て、プレゼンテーション、ヒアリングを通して審査することにより行う。

- ③ 「評価項目および評価基準」により評価点を算出し、総合評価点の最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。併せて、次点となった事業者を次点交渉権者として選定する。
- ④ 評価点が満点の6割に満たない場合、提案内容のいかんにかかわらず失格とする。
- ⑤ いずれの選定においても、評価点が同点となった場合は、提案価格が安価な金額を提示した参加事業者を上位とする。

※提案者が1者の場合の取り扱い

「評価項目および評価基準」に基づき提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング等を審査することにより、評価基準点を上回る得点を獲得した場合は、優先交渉権者として選定する。

1.1 一次選定（書類審査）

（1）実施日時

令和7年11月15日（水）～令和7年11月20日（月）

（2）その他

- ① 応募者が3者以下であった場合でも、2に定める参加資格要件を有していない場合や提出書類に不備等があった場合は失格とする。
- ② 応募者全員に選定結果を電子メールで通知する。

1.2 二次選定（ヒアリング審査）

（1）実施日時

令和7年11月29日（水）午後 予定

※正式な日時については、別途通知する。

（2）実施場所

別途通知する。

（3）実施時間

30分以内とする。

- ① プレゼンテーション：20分以内
- ② ヒアリング：10分程度

（4）出席者

- ① 単独事業者、グループの構成員、協力事業者に所属する者から、5名以内の出席とすること。
- ② 統括責任者となる予定の者は必ず出席すること。

（5）留意事項

- ① プレゼンテーションは、企画提案書に基づいて行うものとし、「評価項目および評

価基準」との対応が理解できるようにすること。

- ② パソコン等を用いたプレゼンテーションも可とするが、その内容については、企画提案書に記載した内容の範囲（企画提案書に記載した内容をより分かりやすく示したものを含む。）に限るものとする。パソコン、プロジェクタ、HDMI ケーブル、について町で用意する。町で用意するパソコン等を使用し、パワーポイントでプレゼンテーションする場合、そのデータは Microsoft Office2016（32bit）で起動するデータとし、USBメモリで持参すること。
- ③ パソコン、プロジェクター、スクリーンの出席者による持ち込みも可とする。
- ④ プレゼンテーション時の企画提案書等の資料は、応募者（協力事業者含む）が特定できないよう作成すること。
- ⑤ 実施中における他の参加者の情報は、一切提供しない。
- ⑥ ヒアリング審査を欠席した場合は、失格とする。

1.3 審査結果について

(1) 審査結果の公表

令和7年12月6日（水）予定

(2) 結果公表の内容

本事業に係る審査結果等の情報については、優先交渉権者が決定した後、次の内容を町ホームページにおいて公表する。

- ① 優先交渉権者の評価点
- ② 全提案事業者の名称（申込順）
- ③ 全提案事業者の評価点（得点順）

※②と③については、対応関係を明らかにしないこととし、応募者が2者の場合は、①および②を公表し、③は公表しない。

1.4 契約手続について

- ① 優先交渉権者となった応募者は、速やかに本町と随意契約の締結に向けた交渉を行う。
- ② 優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- ③ 優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合の次点交渉権者を含む。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定する。
- ④ 業務区分および予算年度ごとに別途契約締結を行う。なお、令和8年度予算に係る事業については、令和8年4月1日以降に、国庫交付金の事業内定を受けたのちに締結する。

1 5 その他

- ① 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類等は、返却しない。
- ③ 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等を認めない。ただし、町から要請された事項については、この限りでない。
- ④ 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- ⑤ 提出書類については、多賀町情報公開条例（平成12年多賀町条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は原則として公開する。ただし、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開とする場合がある。

1 6 担当窓口

多賀町教育委員会事務局 教育総務課（多賀町役場1階）

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地

電話：0749-48-8123

F A X：0749-48-8155

E-mail：k-ed@town.taga.lg.jp